

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

教育総務課

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年12月26日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第8号

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和35年長野県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第5号の業務」の次に「のうち前条第1項第4号のアの業務」を加え、同条第1号中「3,200円」を「6,400円」に、「6,400円」を「12,800円」に改め、同条第2号中「3,000円」を「6,000円」に改め、同条第3号中「1,500円」を「3,000円」に、「3,000円」を「6,000円」に改め、同条第4号中「1,700円」を「3,400円」に改め、同条第5号中「のうち前条第1項第4号のアの業務」を削り、「1,700円」を「2,400円」に改め、同条第6号及び第7号を削り、同条第8号を同条第6号とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年1月1日から施行する。

(教員特殊業務手当の額の特例)

2 平成21年1月1日から平成22年3月31日までの間における長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）第24条の3第1項第4号の業務のうち学校職員の特殊勤務手当に関する規則第4条第1項第4号のイの業務に8時間以上従事した職員に対して支給する教員特殊業務手当の額は、この規則による改正後の学校職員の特殊勤務手当に関する規則第5条第5号の規定にかかわらず、同号に掲げる額に100円を加算した額とする。

義務教育課



選告示第38号

政治資金規正法事務取扱規程（昭和51年選告示第5号）の一部を次のように改正し、平成21年1月1日から施行します。

平成20年12月26日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

第1条中「収支報告書の閲覧」を「収支報告閲覧対象文書の閲覧及び写しの交付」に改める。

第3条の見出し中「収支報告書」を「収支報告閲覧対象文書」に改め、同条中「又は」を「若しくは」に、「の規定」を「又は法第19条の14の規定」に、「(以下「報告書」を「又は政治資金監査報告書（以下「収支報告閲覧対象文書」に改める。

第4条中「報告書を」を「収支報告閲覧対象文書を」に、「報告書閲覧者受付簿」を「収支報告閲覧対象文書閲覧者受付簿」に改める。

第5条第1項中「報告書閲覧者受付簿」を「収支報告閲覧対象文書閲覧者受付簿」に、「報告書を」を「収支報告閲覧対象文書を」に改め、同条第2項中「報告書」を「収支報告閲覧対象文書」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

(収支報告閲覧対象文書の写しの交付)

第7条 法第20条の2第2項の規定により、収支報告閲覧対象文書の写しの交付を請求しようとする者（以下「請求者」という。）は、収支報告閲覧対象文書の写しの交付請求書（様式第5号）を県委員会に提出しなければならない。

2 県委員会は、交付請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、県委員会は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めるものとする。

3 県委員会は、法第20条の2第2項の規定による請求を受けたときは、当該請求のあつた日から30日以内に、当該請求に係る収支報告閲覧対象文書の写しを交付するものとする。ただし、前項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

4 前項の規定にかかわらず、県委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、県委員会は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知するものとする。

5 法第20条の2第2項の規定による請求に係る収支報告閲覧対象文書が著しく大量であるため、当該請求があつた日から60日以内にそのすべてについて第3項の規定による交付をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同項及び前項の規定にかかわらず、県委員会は、当該請求に係る収支報告閲覧対象文書のうちの相当の部分につき当該期間内に第3項の規定による交付をし、残りの収支報告閲覧対象文書については相当の期間内に同項の規定による交付をすれば足りるものとする。この場合において、県委員会は、同項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

(1) 本項を適用する旨及びその理由
 (2) 残りの収支報告閲覧対象文書について第3項の規定による交付をする期限

様式第4号中「報告書閲覧者受付簿」を「収支報告閲覧対象文書閲覧者受付簿」に、
 「**閲覧しようとする
報告書**」を
 「**閲覧しようとする
収支報告閲覧対象文書**」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

(様式第5号)(第7条関係)

収支報告閲覧対象文書の写しの交付請求書

年月日

長野県選挙管理委員会委員長 殿

住所

氏名

〔法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名〕

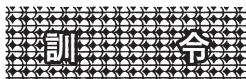
電話番号

政治資金規正法第20条の2第2項の規定により、次のとおり収支報告閲覧対象文書の写しの交付を請求します。

政治団体の名称 並びに収入及び支出がされた年	
写しの交付の方法	(該当する□内に印を記入してください。 <input type="checkbox"/> 用紙に複写したものの交付 <input type="checkbox"/> フレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付)
備考	

- (備考) 1 収支報告閲覧対象文書の部分ごとに異なる写しの交付の方法を求める場合にあつては、その旨及び当該部分ごとの写しの交付の方法を備考欄に記入すること。
 2 写しの送付の方法による収支報告閲覧対象文書の写しの交付を求める場合にあつては、その旨を備考欄に記入すること。

選挙管理委員会


訓令
長野県訓令第12号本府内部部局
現地機関

長野県組織規則（昭和44年長野県規則第16号）に定める本府内部部局又は現地機関における兼務に関する規程（昭和56年長野県訓令第1号）の全部を次のように改正します。

平成20年12月26日

長野県知事 村井 仁

長野県組織規則（昭和44年長野県規則第16号）に定める本府内部部局又は現地機関における兼務に関する規程

- 1 次の左欄に掲げる職を命ぜられ又は指定された者は、当該命ぜられ又は指定されている期間中、兼ねて当該中欄の職を命ぜられ又は当該右欄の機関に兼務を命ぜられたものとする。

	左 欄	中 欄	右 欄
危機管理部	消防課	消防係長	
総務部	人事課	総務係長	
同	財政課	財政企画係長	
同	市町村課	地域振興係長	
同	行政改革課	課長補佐（所属長が指定したものに限る。）	
社会部	福祉政策課	企画経理係長	
1 衛生部	医療政策課	同	企画部企画課
		—	